

## 『技術者による実践的工学倫理』正誤表 第1刷

訂正箇所	誤	正
p.10, コラム本文6行目	平成14年まで	平成13年まで
p.10, コラム本文7行目	平成15年には	平成14年には
p.16, 表3, 日本技術士会倫理要綱	1996.3改訂	1999.3改訂
p.30, 図①	INSURY	INJURY
p.92, マージン*10, 3行目	10ページ	11ページ
p.93, マージン*11, 1行目	10ページ	11ページ

### p.191とp.193の以下の部分に網掛け

- II-1-a 技術者は、自分の技術的判断が却下され、公衆の生命、財産が冒されるおそれがある場合には、雇用主や依頼主、および、その他しかるべき当局に通報しなくてはならない。
- II-1-c ただし法律が認めている場合、またはこの規程が義務づけている場合はその限りではない。
- II-1-f 技術者は、この規程を侵害する行為に関する情報を得た場合には、然るべき専門家集団および、必要な場合には、官公庁に通報するとともに、しかるべき当局に、必要な情報や協力を提供しなければならない。
- III-2-b 依頼主または雇用主が、そのような職業倫理に反する行為を強要する場合には、該当官庁に通報し、その仕事のそれ以降の任務から退かなくてはならない。